

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

平成28年10月24日
株式会社 アソシア

このたびの「平成28年鳥取県中部地震」により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
10月21日	【鳥取県】 倉吉市（くらよしし） 東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう） 東伯郡湯梨浜町 （とうはくぐんゆりはまちょう） 東伯郡北栄町 （とうはくぐんほくえいちょう）	

以上